

広情個審第98号

令和2年1月29日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年7月30日付け広障精第57号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第67号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和元年7月30日付け広障精第57号の諮問事案（諮問第67号事案）

平成31年2月12日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月22日付け広障精第124号で行った保有個人情報部分開示決定に対する令和元年5月17日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った保有個人情報部分開示決定を取り消し、不開示部分（保有個人情報）を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人は、約5年前に措置入院になり、その際、統合失調症と診断されたが、請求人には妄想はなく、請求人以外の人間が言った内容で話が進められた。請求人以外の他人が話した内容によってつけられた病名で、今後一生薬を飲み続けなければならない事実に納得できない。人の一生を左右することになる証言、診断をしておいて、個人の権利権益を害するおそれありとして、請求人以外の個人の氏名、証言内容等が黒塗りとなり、保護される事実に納得できない。

3 実施機関の主張の要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張は、次のとおりである。

請求人からの保有個人情報開示請求に対し、一部不開示とした部分は広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号及び第4号に該当するとして、不開示としたものである。

- (1) 請求人以外の関係者の氏名については、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある（条例第11条第2号に該当）。
- (2) 精神保健指定医の氏名及び診察時の特記事項については、本市の機関が行う措置入院事務に関する情報であって、開示することにより、その後の逆恨みなどにより診察に当たる精神保健指定医が客観的な診断をすることができなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第11号第4号に該当）。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 措置入院について

措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、医療及び保護のために、自傷他害のおそれのある者を市長の権限で指定病院に入院させる制度である。

措置入院の必要性については、法第29条第2項の規定により、指定医2名以上が診察し、判断することとされている。

(2) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、次のとおりである。

ア 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条の規定に基づく通報の対応について」のうち、精神保健指定医の氏名及び保護義務者の氏名

イ 「措置診察・移送のための事前調査票」のうち、警察担当者の氏名、通報者、保護者等の氏名・続柄・生年月日・住所・電話番号、聞き取り内容、診察した病院名及び医師名並びに家族立ち合いの有無

ウ 「精神障害者発見通報書」のうち、保護者の住所・職業・続柄・氏名・年齢、通報者及び関係

者からの聞き取り内容

- エ 「通報等に基づく精神保健指定医による診察の結果について」のうち、保護者の氏名・続柄及び精神保健指定医の氏名
- オ 「措置入院に関する診断報告書」のうち、精神保健指定医の氏名
- カ 「措置入院に関する診断書」のうち、生活歴及び現病歴、重大な問題行動（一部）、診察時の特記事項、精神保健指定医の氏名、診察に立ち会った者の氏名・性別・続柄又は職業・年齢
- キ 「措置入院のための移送記録票」のうち、補助者の氏名
- ク 「措置入院のための移送に関する診察記録票」のうち、精神保健指定医の氏名
- ケ 「措置入院の解除について」のうち、医療機関担当者の氏名、保護者の氏名・性別・続柄・生年月日・年齢・住所並びに精神保健指定医の氏名
- コ 「措置入院者の症状消退届」のうち、管理者（院長）の印影、保護者の氏名・性別・続柄・生年月日・年齢・住所、精神保健指定医の氏名、主治医の氏名

(3) 条例第11条第4号の規定について

条例第11条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第4号は、不開示情報として、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 条例第11条第4号該当性について

本件不開示部分のうち、前記(2)のア、エ、オ、カ、ク、コの「精神保健指定医の氏名」については、仮にこれが本人に開示されることとなると、措置入院について本人が納得していない場合には、指定医に対して本人が直接不満をぶついたり、措置入院の撤回を求めたりするなど、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあると認められる。

また、前記(2)のカの「重大な問題行動（一部）」及び「診察時の特記事項」には、精神保健指定医の診察内容が記載されているが、これらの情報は、本人の認識と異なるものや、意に沿わないものであることも想定され、仮にその記載内容が本人に開示されることとなると、精神保健指定医が開示された記載内容に対する本人の不満に起因するトラブルを未然に避けるため、記載内容を簡略化するなどの対応をする結果、診断内容等が形骸化され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「精神保健指定医の氏名」及び「重大な問題行動（一部）」「診察時の特記事項」に記載された情報は、条例第11条第4号に該当すると認められる。

(5) 条例第11条第2号の規定について

条例第11条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第11条第2号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報
- イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(6) 条例第11条第2号該当性について

本件不開示部分のうち、前記(4)で条例第11条第4号に該当すると認めた情報以外の情報については、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は条例第11条第2号に該当し、同号ただし書きに該当しないと認められる。

(7) 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第11条第2号及び第4号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った部分開示決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 8 . 1	広障精第 5 7 号の諮問を受理 (諮問第 6 7 号で受理)
R 1 . 9 . 2 4 (第 1 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 1 0 . 8 (第 2 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 1 1 . 1 2 (第 3 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 1 2 . 1 0 (第 4 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議
R 2 . 1 . 2 1 (第 5 回 審 査)	第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授